



奈良市・大和郡山市・生駒市・奈良県共催

権利擁護支援の担い手 (市民後見人等) 養成講座

受講生募集します！

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、その方の望む暮らしを支援する成年後見制度の担い手となる市民後見人等の養成講座を実施します。受講希望の方は事前説明会を行います。みなさまのご参加をお待ちしております。

応募資格

- (1) 法人後見支援員等として実践する意思のある方
(権利擁護支援に興味があり将来的に実践したいと思っている方含む)
- (2) 事前説明会に出席し、基礎研修全日程の受講が可能な方

お申込み・お問合せ【奈良市の方】

奈良市権利擁護センター

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL : 0742-34-4900

FAX : 0742-34-4514

E-mail:narashi.kenriyougocenter@gmail.com

お申込み・お問合せ【奈良市以外の方】

奈良県社会福祉協議会

〒634-0061 橿原市大久保町 320-11

TEL : 0744-29-1201

FAX : 0744-29-0101

E-mail:nara-kenri@nara-shakyo.jp

事前説明会

※事前説明会に参加の方のみ
基礎研修に参加できます。

日時：令和6年8月8日(木)
14:00~15:30

場所：西部公民館 4階
(奈良市学園前三丁目1-5)

申込：下記QRコード・電話で申込



※お預かりした情報は本研修以外の目的で使用しません。

※QRコードでお申込みが難しい場合はお電話でお申し込みください。

締切：令和6年8月5日(月)

基礎研修日程

- ① 8/29(木) 9:50~15:00
- ② 9/19(木) 10:00~15:00
- ③ 10/10(木) 10:00~15:10
- ④ 10/31(木) 10:00~15:00
- ⑤ 11/21(木) 10:00~15:30
- ⑥ 12/12(木) 10:00~12:10

【受講料無料】

基礎研修はオンラインで実施。
終了後応用研修(対面で実施)
があります。

権利擁護の担い手(市民後見人等)養成講座

説明会【令和6年8月8日(木) 14:00~15:30】

申込締め切り 8月5日(月)

※説明会はサテライト会場として奈良県社会福祉総合センター 4階会議室(橿原市大久保町320-11)でも実施します。

令和6年度 権利擁護支援の担い手(市民後見人等)養成講座【基礎】日程表					
日程	時刻		タイトル	時間(分)	単位
基礎① 8月29日(木) 「権利擁護支援について」 「対象者の理解①」	9:50	10:00	開校式・説明		
	10:00	12:00	権利擁護支援の担い手とは (市民後見人概論と成年後見制度概論)	120	2
	12:00	13:00	(お昼休み)		
	13:00	15:00	高齢者の理解・認知症の理解	120	2
基礎② 9月19日(木) 「対象者の理解②」 「成年後見制度の基礎」	10:00	12:00	障害の理解(知的・精神)	120	2
	12:00	13:00	(お昼休み)		
	13:00	15:00	成年後見制度各論(法定後見制度)	120	2
基礎③ 10月10日(木) 「市町村の取り組み」 「福祉の制度」	10:00	11:30	日常生活自立支援事業と市町村の責任と中核機関の役割	90	1.5
	11:30	13:00	(お昼休み)		
	13:00	14:00	介護保険制度	60	1
	14:10	15:10	障害者福祉制度	60	1
基礎④ 10月31日(木) 「意思決定支援と法律」	10:00	12:00	意思決定支援とACP(人生会議)について	120	2
	12:00	13:00	(お昼休み)		
	13:00	15:00	法律(家族法・財産法・消費者保護法・虐待防止法)	120	2
基礎⑤ 11月21日(木) 「税務と関係諸制度」	10:00	11:30	税務申告制度等	90	1.5
	11:30	13:00	(お昼休み)		
	13:00	15:30	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 (生活保護制度・健康保険制度・年金制度)	150	2.5
基礎⑥ 12月12日(木) 「後見活動の実際」	10:00	12:00	法人後見活動報告	120	2
	12:00	12:10	応用講座のご案内		
				1,290	21.5

★基礎研修はすべてオンラインでの受講になります。

【推奨参考図書のお知らせ】

市民後見人養成講座1~3 (公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート編 民事法研究会発行)

★基礎研修に続いて、応用研修(1/16~2/27)があります。

応用研修を受けるには、基礎研修終了後、レポート提出が必要です。